

令和7年度 福祉サービス第三者評価 東京都受審費補助制度等一覧

* 間接補助の補助金額は都→区市町村の額。
区市町村→事業者の額は区市町村の定めによる。

分類	種別	補助事業名	補助金額*	補助形態	備考
高齢	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※	東京都特別養護老人ホーム経営支援事業	定額60万円	直接	※社会福祉法人(日本赤十字社を含む)が設置する定員30人以上の都内に所在する施設。 (地方公共団体が国庫補助金若しくは国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備した施設を除く)
	養護老人ホーム※	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額60万円	直接	※社会福祉法人が設置する施設
	軽費老人ホーム(A型)※				
	経費老人ホーム(B型)※				
	認知症対応型共同生活介護 【認知症高齢者グループホーム】				
	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)				
	福祉用具貸与				
	居宅介護支援				
	通所介護(デイサービス)				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	短期入所生活介護				
	介護老人保健施設				
	軽費老人ホーム(ケアハウス)				
	都市型軽費老人ホーム				
	小規模多機能型居宅介護				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
		地域福祉推進区市町村包括補助事業	都からの補助率1/2	間接 区市町村の定めによる	※公設1施設のみ

上記補助事業の対象外サービス(特別養護老人ホーム経営支援事業の対象外の特別養護老人ホームなど)や都の第三者評価の対象外サービス(地域密着型特別養護老人ホームなど)について、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助対象になる場合があります。詳細は区市町村に御確認ください。